廃棄物の適正な処理の確保に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（適用除外） 第57条　この条例の規定は、長野市及び松本市の区域については、適用しない。	（適用除外） 第57条　この条例の規定は、長野市の区域については、適用しない。